

株 主 各 位

証券コード 9684
平成20年 6 月 6 日
東京都渋谷区代々木三丁目22番 7 号
株式会社スクウェア・エニックス
取締役社長 和田 洋 一

第 2 8 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第 2 8 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年 6 月20日（金曜日）午後 6 時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

パソコン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書面に表示された「ログイン I D」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、78頁から79頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法によるものと重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成20年 6 月21日（土曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 2 号
ハイアット リージェンシー東京
（旧センチュリーハイアットホテル）
地下1階「センチュリールーム」
（ホテルの名称が変更になっておりますが、昨年と同じ会場でございます。末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第28期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | ストックオプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部変更の件 |
| 第6号議案 | 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第7号議案 | 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.square-enix.com/jp/ir/j/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

( 平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは、事業セグメントをゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、AM等事業、及びその他事業と定め、各々の事業セグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

また、ネットワーク関連事業を推進するために必須となる情報通信技術の獲得と商品・サービスへの応用を目的として、基盤技術の研究開発を行っております。

当連結会計年度の業績は、売上高は147,516百万円(前年同期比9.8%減)、営業利益は21,520百万円(前年同期比17.0%減)、経常利益は18,864百万円(前年同期比28.1%減)、当期純利益は9,196百万円(前年同期比20.9%減)となりました。

事業の種類別セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

#### (2) 部門(事業)別の状況

##### ① ゲーム事業

主としてゲームコンソール(携帯ゲーム機含む)、PCを対象としたゲームの企画、開発及び販売を行っております。日本で開発、販売したゲームは、翻訳等のローカライズ作業を施し、北米へは主に連結子会社のSQUARE ENIX, INC.を通じて、欧州等のPAL地域へは主に連結子会社のSQUARE ENIX LTD.を通じての販売を行っております。

当連結会計年度は、ニンテンドーDS向けの「ドラゴンクエストIV」(日本:115万本:平成20年3月末現在、以下同じ)、「ファイナルファンタジーIV」(日本:59万本)、「ファイナルファンタジーXII レヴァナント・ウィング」(日本:54万本、北米:22万本、欧州:28万本)、「いただきストリートDS」(日本:43万本)、「ファイナルファンタジー・クリスタルクロニクル リング・オブ・フェイト」(日本:38万本、北米:16万本、欧州:15万本)、「FINAL FANTASY III」(欧州:48万本)、プレイステーションポータブル(PSP)向けの「クライシス コア-ファイナルファンタジーVII-」

(日本：80万本、北米：45万本)、Wii向けの「ドラゴンクエストソード 仮面の女王と鏡の塔」(日本：49万本、北米：11万本)などを新たに発売いたしました。

当事業における当連結会計年度の売上高は41,588百万円(前年同期比19.0%減)となり、営業利益は8,882百万円(前年同期比45.7%減)となりました。

② オンラインゲーム事業

ネットワークに接続することを前提としたオンラインゲームサービスの企画、開発、販売及び運営を行っております。当連結会計年度は、引き続き日米欧の合計で約50万人の会員を獲得しているMMORPG(Massively Multi-player Online RPG)「ファイナルファンタジーXI」の運営を中心に展開し、11月には、同タイトルの新たな拡張ディスク「ファイナルファンタジーXI アルタナの神兵」を日本、北米、欧州等の各地域で発売しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は12,098百万円(前年同期比11.4%減)となり、営業利益は5,880百万円(前年同期比13.1%減)となりました。

③ モバイル・コンテンツ事業

携帯電話向けコンテンツの企画、開発及び運営を行っており、着信メロディ、待受画面、ゲーム、ポータルサービスなど様々なモバイル・コンテンツサービスを提供しております。当連結会計年度においても引き続き、「ドラゴンクエスト」、「ファイナルファンタジー」のポータルサービス等を中心に当社のオリジナルコンテンツの強みを生かした取り組みを展開しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は6,579百万円(前年同期比15.3%減)となり、営業利益は1,758百万円(前年同期比41.6%減)となりました。

④ 出版事業

コミック雑誌、単行本をはじめ、ゲーム攻略本等ゲーム関連書籍の出版事業を行っております。当連結会計年度は、「月刊少年ガンガン」、「月刊Gファンタジー」、「月刊ガンガンW I N G」及び「ヤングガンガン」の定期刊行誌に加え、各定期刊行誌で連載されているコミック単行本やゲームガイドブック等の発売を行ってまいりました。

当事業における当連結会計年度の売上高は11,158百万円(前年同期比0.4%減)となり、営業利益は3,626百万円(前年同期比0.6%増)となりました。

⑤ AM等事業

タイトーグループの全ての業績と、タイトーの連結子会社化によって生じたのれんの償却費を当セグメントに計上しております。

当連結会計年度は、前連結会計年度に行った一連の収益改善策の効果に加え、主力事業であるアミューズメント施設運営部門の既存店売上高が前年比で増加し、当事業は大幅な利益改善を達成しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は69,104百万円(前年同期比8.7%減)となり、営業利益は3,129百万円(前年同期は、351百万円の営業損失)となりました。

⑥ その他事業

主に当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス使用、ゲーム制作技術者養成スクールの運営等を行っております。

当連結会計年度は、7月から本格稼動を開始したキッズ用カードゲーム機「ドラゴンクエスト モンスターバトルロード」が好調に推移し、当事業の収益に大きく貢献しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は9,005百万円(前年同期比126.4%増)となり、営業利益は3,324百万円(前年同期比153.4%増)となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、6,952百万円であり、主なものは、AM等事業に係るアミューズメント機器への投資、ゲーム事業及びオンラインゲーム事業に係る開発機材の購入、本社及び連結子会社等における事業所の増床・改修・移転等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第25期<br>平成16年度 | 第26期<br>平成17年度 | 第27期<br>平成18年度 | 第28期<br>(当連結会計年度)<br>平成19年度 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 73,864         | 124,473        | 163,472        | 147,516                     |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 14,932         | 17,076         | 11,619         | 9,196                       |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 135.63         | 154.65         | 105.06         | 81.85                       |
| 総 資 産 (百万円)     | 131,695        | 213,348        | 215,679        | 212,134                     |
| 純 資 産 (百万円)     | 108,933        | 120,993        | 130,639        | 148,193                     |

(注) 1. 第27期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 平成17年9月28日付で株式会社タイトーが当社の連結子会社となりました。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況（平成20年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金      | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                                      |
|---------------------------------------|----------|--------------------|----------------------------------------------|
| SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. | 1米ドル     | 100.0%             | 北米市場における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理               |
| SQUARE ENIX, INC.                     | 10百万米ドル  | 100.0%<br>(100.0%) | 北米市場におけるゲームの販売及びオンラインゲームの開発、販売及び運営           |
| SQUARE ENIX LTD.                      | 3百万英ポンド  | 100.0%             | 欧州市場におけるゲームの販売及びオンラインゲームの開発、販売及び運営           |
| SQUARE ENIX(China) CO., LTD.          | 12百万米ドル  | 100.0%             | 中国アジア市場におけるオンラインゲームの開発、販売及び運営                |
| コミュニティーエンジン株式会社                       | 25百万円    | 58.8%              | ネットワークアプリケーション、ミドルウェアの開発及び販売                 |
| 株式会社デジタルエンタテインメントアカデミー                | 72百万円    | 72.2%<br>(1.4%)    | ゲーム制作技術者養成スクールの運営                            |
| 株式会社タイトー                              | 4,524百万円 | 100.0%             | オペレーション・レンタル事業、製品・商品販売事業、コンテンツサービス事業、及びその他事業 |

(注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

2. UIEVOLUTION, INC. は、当連結会計年度において、全保有株式を譲渡したことから連結子会社ではなくなりました。

## (9) 対処すべき課題

高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことが重要な課題であります。

また、今後、ITや通信環境の急速な発展・普及により、ネットワークを前提とするエンタテインメントに対するニーズが高まるとともに、ユーザーが多機能端末を通じて多様なコンテンツにアクセスできるようになるなど、デジタル・エンタテインメントの産業構造が大きく変化することが予想されます。当社グループは、これらの変化に即応し、新しい時代のデジタル・エンタテインメントを切り拓いていくことを中長期的な会社の経営戦略に位置づけております。

## (10) 企業集団の主要な事業セグメント（平成20年3月31日現在）

|              |                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------|
| ゲーム事業        | ゲームの企画、開発及び販売                                       |
| オンラインゲーム事業   | オンラインゲームの企画、開発、販売及び運営                               |
| モバイル・コンテンツ事業 | 携帯電話向けコンテンツの企画、開発及び提供                               |
| 出版事業         | コミック雑誌、単行本、ゲーム関連書籍等の出版及び販売                          |
| A M 等 事業     | タイトーグループのオペレーション・レンタル事業、製品・商品販売事業、コンテンツサービス事業、その他事業 |
| その他事業        | 二次的著作物の企画、制作、販売及び販売許諾等                              |

## (11) 企業集団の主要拠点等（平成20年3月31日現在）

| 会社名                                   | 所在地    |
|---------------------------------------|--------|
| 株式会社スクウェア・エニックス                       | 東京都渋谷区 |
| SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. | 米国     |
| SQUARE ENIX, INC.                     | 米国     |
| SQUARE ENIX LTD.                      | 英国     |
| SQUARE ENIX (China) CO., LTD.         | 中国     |
| コミュニティーエンジン株式会社                       | 東京都渋谷区 |
| 株式会社デジタルエンタテインメントアカデミー                | 東京都新宿区 |
| 株式会社タイトー                              | 東京都渋谷区 |

(12) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業           | 従業員数  | 前連結会計年度<br>末比増減 |
|--------------|-------|-----------------|
|              | 名     | 名               |
| ゲーム事業        | 1,338 | 227             |
| オンラインゲーム事業   | 402   | △ 151           |
| モバイル・コンテンツ事業 | 73    | △ 116           |
| 出版事業         | 121   | 32              |
| AM等事業        | 780   | △ 225           |
| その他事業        | 49    | 11              |
| 全社           | 210   | 31              |
| 合計           | 2,973 | △ 191           |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,932名 | 293名      | 32.6歳 | 4.7年   |

(13) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 440,000,000株
- ② 発行済株式の総数 115,117,896株
- ③ 株主数 27,349名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                                        | 当 社 へ の 出 資 状 況 |            |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|
|                                                                              | 持 株 数（千 株）      | 出 資 比 率（％） |
| 福 嶋 康 博                                                                      | 23,626          | 20.57      |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託<br>銀 行 株 式 会 社（信 託 口）                                | 10,144          | 8.83       |
| 株 式 会 社 福 嶋 企 画                                                              | 9,763           | 8.50       |
| 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント                                                      | 9,520           | 8.29       |
| 宮 本 雅 史                                                                      | 7,882           | 6.86       |
| 日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託<br>銀 行 株 式 会 社（信 託 口）                             | 6,115           | 5.32       |
| 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託<br>銀 行 株 式 会 社（信 託 Y 口）                                  | 3,804           | 3.31       |
| シ ョ ー ビ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス オ ッ ペ ン ハ イ マ ー フ ァ<br>ン ス シ ャ ス テ ッ ク ア カ ウ ン ト   | 3,314           | 2.88       |
| サ ー チ ェ ー ス マ ン ハ ッ タ ン ハ ン ク エ ヌ エ イ ロ ン ト ン<br>エ ス エ ル オ ム ニ ハ ス ア カ ウ ン ト | 3,158           | 2.75       |
| 株 式 会 社 エ ス シ ス テ ム                                                          | 2,045           | 1.78       |

（注） 出資比率は自己株式（291,928株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

#### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

イ. 平成14年6月22日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 12,440個
- ・ 目的となる株式の種類及び数

普通株式1,057,400株（新株予約権1個につき85株）

ロ. 平成16年6月19日開催の定時株主総会決議による第2回新株予約権

- ・ 新株予約権の数 4,656個
- ・ 目的となる株式の種類及び数

普通株式465,600株（新株予約権1個につき100株）

ハ. 平成17年 6 月18日開催の定時株主総会決議による第 3 回新株予約権  
(第 1 回)

- ・新株予約権の数 8,280個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式828,000株 (新株予約権1個につき100株)

ニ. 平成17年 6 月18日開催の定時株主総会決議による第 3 回新株予約権  
(第 2 回)

- ・新株予約権の数 60個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式6,000株 (新株予約権1個につき100株)

ホ. 平成19年11月19日開催の取締役会決議による第 4 回新株予約権

- ・新株予約権の数 4,500個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式450,000株 (新株予約権1個につき100株)

ヘ. 平成19年11月19日開催の取締役会決議による第 5 回新株予約権

- ・新株予約権の数 6,700個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式670,000株 (新株予約権1個につき100株)

・取締役、その他役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 種類<br>(行使価額)     | 行使期間                              | 個数     | 保有者数 |
|-------------------|------------------|-----------------------------------|--------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 上記イ.<br>(2,152円) | 平成16年 7 月 1 日から<br>平成21年 6 月30日まで | 2,480個 | 2人   |
|                   | 上記ロ.<br>(2,981円) | 平成18年 7 月 1 日から<br>平成21年 6 月30日まで | 1,430個 | 4人   |
|                   | 上記ハ.<br>(3,365円) | 平成19年 7 月 1 日から<br>平成22年 6 月30日まで | 2,950個 | 4人   |
|                   | 上記ホ.<br>(3,706円) | 平成21年11月20日から<br>平成24年11月19日まで    | 4,350個 | 4人   |

|       | 種類<br>(行使価額)     | 行使期間                           | 個数   | 保有者数 |
|-------|------------------|--------------------------------|------|------|
| 社外取締役 | 上記イ.<br>(2,152円) | 平成16年7月1日から<br>平成21年6月30日まで    | 400個 | 1人   |
|       | 上記ロ.<br>(2,981円) | 平成18年7月1日から<br>平成21年6月30日まで    | 30個  | 1人   |
|       | 上記ハ.<br>(3,365円) | 平成19年7月1日から<br>平成22年6月30日まで    | 150個 | 1人   |
|       | 上記ホ.<br>(3,706円) | 平成21年11月20日から<br>平成24年11月19日まで | 150個 | 1人   |

(注) 1. 上記イ. は、平成15年4月1日付にて株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併したことに伴い、旧商法上の消滅会社である株式会社スクウェアにおいて発行された新株予約権を引き継いだものであります。

2. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記ホ. へ. の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社並びに当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

・新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に上記新株予約権の行使ができる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約、新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

- ・発行決議の日 平成19年11月19日
- ・新株予約権の数 6,700個
- ・交付された者の人数及び交付個数
  - 当社従業員 51名 5,450個
  - 当社子会社取締役・従業員 8名 1,250個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式670,000株
- ・払込金額 無償
- ・権利行使時の1株当たり払込金額（行使価額） 3,706円
- ・権利行使期間 平成21年11月20日から平成24年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件及び取得事由
 

新株予約権の行使の条件及び取得事由は、上記①(注) 2. に記載のとおりであります。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債（平成20年3月31日現在）

| 新株予約権の数 | 目的である株式の種類及び数       | 新株予約権行使時の1株当たり払込金額 | 行使期間                           |
|---------|---------------------|--------------------|--------------------------------|
| 370個    | 普通株式<br>10,756,439株 | 3,439.8円           | 平成17年11月28日から<br>平成22年11月11日まで |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 他 の 法 人<br>等 の 代 表 状 況 等                                               |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 和 田 洋 一 |                                                                                |
| 代表取締役副社長  | 本 多 圭 司 |                                                                                |
| 取 締 役     | 松 田 洋 祐 | 経理財務担当                                                                         |
| 取 締 役     | 千 田 幸 信 |                                                                                |
| 取 締 役     | 成 毛 眞   | 株式会社インスパイア代表取締役社長                                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 小 林 諒 一 | 株式会社アルゴ21社外監査役                                                                 |
| 監 査 役     | 伊 庭 保   | ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社相談役<br>日本精工株式会社社外取締役                                     |
| 監 査 役     | 矢 作 憲 一 | 日本オフィスシステム株式会社社外監査役<br>ニスコム株式会社社外監査役<br>情報技術開発株式会社社外監査役<br>ビジネス・ブレイクスルー大学院大学教授 |
| 監 査 役     | 松 田 隆 次 | 松田法律事務所 弁護士                                                                    |

- (注) 1. 取締役成毛 眞氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林諒氏、伊庭 保氏、矢作憲一氏及び松田隆次氏は、社外監査役であります。
3. 監査役伊庭 保氏は、ソニー株式会社の代表取締役副社長をはじめソニーのグループ会社の代表取締役、取締役を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役矢作憲一氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の常勤監査役をはじめ、複数の会社の社外監査役を歴任し、日本監査役協会の常任理事を経験するなど、内部統制並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役松田隆次氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                    | 支 給 人 員    | 支 給 額          |
|------------------------|------------|----------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役 役) | 5 名<br>(1) | 243百万円<br>(7)  |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役 役) | 4 名<br>(4) | 30百万円<br>(30)  |
| 合<br>(う ち 社 外 役 員)     | 9 名<br>(5) | 274百万円<br>(37) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額600百万円以内、ストックオプションとしての報酬等の限度額は平成19年6月23日開催の第27回定時株主総会で年額250百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、当事業年度分として計上いたしました役員賞与及び役員退職引当金の金額も含まれております。

### ④ 社外役員に関する事項（平成20年3月31日現在）

- イ. 他の会社の業務執行者との兼任状況及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役成毛 眞氏は、株式会社インスパイアの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社の間には重要な取引関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・監査役小林諒一氏は、株式会社アルゴ21の社外監査役であります。
  - ・監査役伊庭 保氏は、日本精工株式会社の社外取締役、取締役会副議長、報酬委員会委員長であります。
  - ・監査役矢作憲一氏は、日本オフィスシステム株式会社の社外監査役、ニスコム株式会社の社外監査役及び情報技術開発株式会社の社外監査役であります。

## ハ、当事業年度における主な活動状況

### ・取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 取締役会（17回開催） |        | 監査役会（14回開催） |        |
|----------|-------------|--------|-------------|--------|
|          | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役成毛 眞  | 13回         | 76.5%  | —           | —      |
| 監査役小林 諒一 | 12回         | 100.0% | 10回         | 100.0% |
| 監査役伊庭 保  | 15回         | 88.2%  | 14回         | 100.0% |
| 監査役矢作 憲一 | 15回         | 88.2%  | 14回         | 100.0% |
| 監査役松田 隆次 | 11回         | 91.7%  | 10回         | 100.0% |

（注）監査役小林諒一氏及び松田隆次氏は平成19年6月23日開催の第27回定時株主総会終結時に就任しているため、就任以降開催された取締役会、監査役会の回数に対して出席率を算出しております。

### ・取締役会、監査役会における発言状況

取締役成毛 眞氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役小林諒一氏、伊庭 保氏、矢作憲一氏及び松田隆次氏は、それぞれの分野で培われた豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において適宜、必要な発言を行っております。

## ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 金 額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 57百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 85百万円 |

(注) 1. 当社の重要な子会社につきましては新日本監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任の他、原則として、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、取締役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、法務部門と内部監査室の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度の設置により、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程を制定する。  
取締役は、取締役会等の議事録、稟議書その他その職務の執行に係る情報を当該規程の定めるところに従い適切に保存かつ管理し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理の徹底を図るため、法務部門と内部監査室の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度の設置により、全社的なリスク管理の取り組みを横断的に統括する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
コーポレート・エグゼクティブ制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、コーポレート・エグゼクティブに委譲した執行権限を職務権限・業務分掌規程において明確化したうえで、当該規程に基づき効率的に運用している。  
コーポレート・エグゼクティブによって構成される経営会議を設置し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、毎月1回以上開催する。  
効率的業務遂行の基盤である情報システムの管理・運営に関し、情報システム運営委員会を設置し、情報システム全般を統制する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制の徹底を図るため、経営指針及びグループ行動規範においてコンプライアンスの重要性を明確化するとともに、法務部門と内部監査室の強化並びに内部統制委員会及び内部通報制度を設置することにより、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社から取締役又は監査役を100%子会社に派遣している。  
経営指針及びグループ行動規範を定め、コンプライアンスに関して、当社企業集団における理念の統一を保つ。  
内部統制委員会及び内部通報制度をグループ内主要子会社においても制定・運用する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
設置することができる。（監査役は、補助者として監査業務の補助を行うよう使用人を設置することができる。）

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

⑦において設置する場合：

上記使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の承認を得なければならないものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

毎月1回以上開催されるコーポレート・エグゼクティブによって構成される経営会議その他の重要会議に、常勤監査役が参加し、重要な会社の業務報告を確認している。また、内部通報窓口に常勤監査役を含めている。  
現行の体制を維持・推進する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

毎月1回以上開催されるコーポレート・エグゼクティブによって構成される経営会議その他の重要会議に、常勤監査役が参加し意見を述べることができるようにしている。

重要な契約書類、稟議決裁、会計情報をいつでも閲覧できるようにしている。

現行の体制を維持・推進する。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、今後、既存事業の拡大、新規事業の開拓等を目的とした設備投資や買収など、当社の企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、株主への還元を重視し、業績連動、安定還元の最適なバランスを旨とし、安定的かつ継続的な配当に留意してまいります。配当の業績連動部分につきましては、連結配当性向30%を目安としております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                 |                |
|------------------------|----------------|-------------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                     | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>155,730</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>23,082</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 111,515        | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 10,704         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 17,738         | 未 払 金                   | 3,912          |
| た な 卸 資 産              | 4,268          | 未 払 費 用                 | 1,859          |
| コ ン テ ン ツ 制 作 勘 定      | 14,793         | 未 払 法 人 税 等             | 763            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 4,158          | 未 払 消 費 税 等             | 699            |
| そ の 他                  | 3,642          | 前 受 金                   | 1,145          |
| 貸 倒 引 当 金              | △385           | 預 り 金                   | 551            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>56,404</b>  | 賞 与 引 当 金               | 1,802          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>19,939</b>  | 返 品 調 整 引 当 金           | 1,135          |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 5,382          | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金       | 226            |
| 工 具 器 具 備 品            | 3,233          | そ の 他                   | 283            |
| ア ミ ュ ス メ ン ト 機 器      | 5,906          | <b>固 定 負 債</b>          | <b>40,858</b>  |
| そ の 他                  | 3              | 社 債                     | 37,000         |
| 土 地                    | 5,404          | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,528          |
| 建 設 仮 勘 定              | 8              | 役 員 退 職 引 当 金           | 215            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>20,024</b>  | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金       | 796            |
| の れ ん                  | 18,883         | そ の 他                   | 1,318          |
| そ の 他                  | 1,140          | <b>負 債 合 計</b>          | <b>63,940</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>16,440</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>        |                |
| 投 資 有 価 証 券            | 656            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>148,552</b> |
| 長 期 貸 付 金              | 171            | 資 本 金                   | 14,928         |
| 差 入 保 証 金              | 13,235         | 資 本 剰 余 金               | 44,169         |
| 建 設 協 力 金              | 1,524          | 利 益 剰 余 金               | 90,295         |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 327            | 自 己 株 式                 | △841           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 852            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △1,517         |
| そ の 他                  | 621            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △12            |
| 貸 倒 引 当 金              | △948           | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △1,504         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>212,134</b> | 新 株 予 約 権               | 81             |
|                        |                | 少 数 株 主 持 分             | 1,077          |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>148,193</b> |
|                        |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>212,134</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額    |                |
|-----------------------------|--------|----------------|
| <b>売上高</b>                  |        | <b>147,516</b> |
| <b>売上原価</b>                 |        | <b>81,201</b>  |
| <b>売上総利益</b>                |        | <b>66,314</b>  |
| 返品調整引当金戻入額                  | 2,271  |                |
| 返品調整引当金繰入額                  | 1,135  |                |
| <b>差引売上総利益</b>              |        | <b>67,450</b>  |
| 販売費及び一般管理費                  | 45,929 |                |
| <b>営業利益</b>                 |        | <b>21,520</b>  |
| <b>営業外収益</b>                |        |                |
| 受取利息                        | 959    |                |
| 受取配当金                       | 2      |                |
| 受取賃貸料                       | 70     |                |
| 持分法による投資利益                  | 23     |                |
| 設備設置協力金                     | 52     |                |
| 雑収入                         | 258    |                |
|                             |        | <b>1,367</b>   |
| <b>営業外費用</b>                |        |                |
| 支払利息                        | 0      |                |
| 為替差損                        | 1,858  |                |
| たな卸資産処分損                    | 119    |                |
| コンテンツ廃棄損                    | 1,799  |                |
| 雑損失                         | 246    |                |
|                             |        | <b>4,023</b>   |
| <b>経常利益</b>                 |        | <b>18,864</b>  |
| <b>特別利益</b>                 |        |                |
| 投資有価証券売却益                   | 64     |                |
| 貸倒引当金戻入益                    | 204    |                |
| 事業譲渡益                       | 47     |                |
| 店舗閉鎖損失引当金戻入益                | 1,098  |                |
| その他                         | 24     |                |
|                             |        | <b>1,439</b>   |
| <b>特別損失</b>                 |        |                |
| 固定資産売却損                     | 145    |                |
| 固定資産除却損                     | 950    |                |
| 貸倒損失                        | 170    |                |
| 投資有価証券評価損                   | 55     |                |
| のれん臨時償却                     | 136    |                |
| 貸倒引当金繰入額                    | 452    |                |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額                | 54     |                |
| 事業再編に伴う資産処分損                | 1,302  |                |
| その他                         | 351    |                |
|                             |        | <b>3,618</b>   |
| <b>匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益</b> |        | <b>16,685</b>  |
| 匿名組合損益分配額                   |        | 4              |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>          |        | <b>16,681</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税                | 1,865  |                |
| 法人税等還付金                     | △424   |                |
| 法人税等調整額                     | 6,116  |                |
| 少数株主損失                      |        | 73             |
| <b>当期純利益</b>                |        | <b>9,196</b>   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から）  
（平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                               | 株 主 資 本 |        |        |         |         |
|-------------------------------|---------|--------|--------|---------|---------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 平成19年3月31日 残高                 | 8,038   | 37,279 | 84,315 | △540    | 129,092 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |        |        |         |         |
| 新株予約権付社債の新株<br>予 約 権 の 行 使    | 6,499   | 6,499  |        |         | 12,999  |
| 新 株 の 発 行                     | 390     | 390    |        |         | 780     |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |        | △3,884 |         | △3,884  |
| 当 期 純 利 益                     |         |        | 9,196  |         | 9,196   |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         | 0      |        | 1       | 1       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |        |        | △301    | △301    |
| 新規連結に伴う剰余金の<br>増減             |         |        | △63    |         | △63     |
| 連結除外に伴う剰余金の<br>増減             |         |        | 731    |         | 731     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |        |        |         |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 6,890   | 6,890  | 5,979  | △300    | 19,459  |
| 平成20年3月31日 残高                 | 14,928  | 44,169 | 90,295 | △841    | 148,552 |

|                               | 評価・換算差額等         |              |                | 新株予約権 | 少数株主<br>持 分 | 純資産合計   |
|-------------------------------|------------------|--------------|----------------|-------|-------------|---------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |             |         |
| 平成19年3月31日 残高                 | △8               | 377          | 368            | —     | 1,178       | 130,639 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                |       |             |         |
| 新株予約権付社債の新株<br>予 約 権 の 行 使    |                  |              |                |       |             | 12,999  |
| 新 株 の 発 行                     |                  |              |                |       |             | 780     |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |              |                |       |             | △3,884  |
| 当 期 純 利 益                     |                  |              |                |       |             | 9,196   |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |                  |              |                |       |             | 1       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                  |              |                |       |             | △301    |
| 新規連結に伴う剰余金の<br>増減             |                  |              |                |       |             | △63     |
| 連結除外に伴う剰余金の<br>増減             |                  |              |                |       |             | 731     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | △4               | △1,881       | △1,886         | 81    | △100        | △1,905  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △4               | △1,881       | △1,886         | 81    | △100        | 17,554  |
| 平成20年3月31日 残高                 | △12              | △1,504       | △1,517         | 81    | 1,077       | 148,193 |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 17社及び1任意組合
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)タイトー  
(株)デジタルエンタテインメントアカデミー  
コミュニティエンジン(株)  
(株)SGラボ  
(株)タイトールト  
(株)エフオート  
(株)タイトータック  
SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.  
SQUARE ENIX, INC.  
SQUARE L. L. C.  
SQUARE PICTURES, INC.  
SQUARE ENIX LTD.  
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.  
北京易通幻龍網絡科技有限公司  
SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY  
(BEIJING) CO., LTD.  
北京泰信文化娛樂有限公司  
TAITO KOREA CORPORATION  
F F ・ フィルム ・ パートナーズ (任意組合)

- (注) 1. (株)SGラボは当連結会計年度より重要性が増したため連結子会社となりました。
2. COMMUNITY ENGINE NETWORK SOFTWARE (BEIJING) CO., LTD. は当連結会計年度に清算いたしました。
3. UIEVOLUTION, INC. 及び(株)UIEジャパンは、当連結会計年度において、全保有株式を譲渡したことからより連結子会社ではなくなりました。
4. SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD. は現在清算手続き中であります。

② 非連結子会社の状況

・ 主要な非連結子会社の名称

(株)ソリッド

(株)プレイオンライン

(株)スクウェア・エニックス モバイルスタジオ

(株)スマイルラボ

なお、(株)スクウェア・エニックス モバイルスタジオ及び(株)スマイルラボ は、当連結会計年度に設立いたしました。

・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

3社

・ 主要な会社等の名称

(株)ブレイブ

Kaaku Ltd.

Kaasa Solution GmbH

(株)バルテックは、当連結会計年度において、全保有株式を譲渡したことにより持分法適用会社ではなくなりました。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・ 主要な会社等の名称

(株)ソリッド

(株)プレイオンライン

(株)スクウェア・エニックス モバイルスタジオ

(株)スマイルラボ

(株)ビーエムエフ

(株)スタイルウォーカー

(株)草薙

・ 持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) CO., LTD.、北京易通幻龍網絡科技有限公司、北京泰信文化娛樂有限公司、SQUARE PICTURES, INC. 及びFF・フィルム・パートナーズ(任意組合)の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月末日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD. の決算日は12月末日ですが、連結計算書類の作成に当たって、同社については、決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- |           |                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| ・ 時価のあるもの | 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                               |

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |              |                                        |
|--------------|----------------------------------------|
| ・ 商製品        | 月別総平均法による原価法<br>なお、一部連結子会社は移動平均法による原価法 |
| ・ コンテンツ制作勘定  | 個別法による原価法                              |
| ・ アミューズメント機器 | 個別法による原価法                              |
| ・ 仕掛品        | 一部連結子会社は移動平均法による原価法                    |
| ・ 貯蔵品        | 最終仕入原価法                                |

## ② 固定資産の減価償却の方法

### イ.有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|            |       |
|------------|-------|
| 建物及び構築物    | 3～65年 |
| 工具器具備品     | 3～15年 |
| アミューズメント機器 | 3～8年  |

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、営業利益は828百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ829百万円減少しております。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ149百万円減少し、税金等調整前当期純利益が146百万円減少しております。

### ロ.無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、商標権は10年間の定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

当社及び一部連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフト等の返品による損失に備えるため、タイトル毎に将来の返品の可能性を勘案して、返品損失の見込額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

ホ. 退職給付引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生 of 翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌年から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年又は5年）による按分額を費用処理しております。

また、一部国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

へ、役員退職引当金 当社及び一部連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 在外子会社の会計基準 在外子会社は主として所在国の会計基準により認められた方法によっております。

ハ. のれんの償却に関する事項 5年又は20年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少なれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 45,268百万円

(2) 偶発債務

当社の連結子会社である㈱タイトーは、業務用オーディオビジュアル販売先（15社）のダイヤモンドアセットファイナンス㈱に対するリース料債務につき、1百万円の保証をしております。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 110,947千株    | 4,170千株      | 一千株          | 115,117千株    |

(注) 発行済株式の総数の増加は、ストックオプション（新株予約権）及び新株予約権付社債の権利行使によるものであります。

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 193千株        | 98千株         | 0千株          | 291千株        |

(注) 自己株式の数の増加は、平成20年1月25日開催の取締役会決議による自己株式取得及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。  
自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡請求による売渡による減少分であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 平成19年6月23日開催の第27回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,768百万円
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月25日

ロ. 平成19年11月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,115百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成19年9月30日
- ・効力発生日 平成19年12月7日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 2,296百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・基準日 平成20年3月31日
- ・効力発生日 平成20年6月23日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

① 新株予約権

|            |                               |                              |
|------------|-------------------------------|------------------------------|
|            | 平成14年6月22日定時株主総会決議分<br>(注) 2. | 平成16年6月19日定時株主総会決議分          |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                          | 普通株式                         |
| 目的となる株式の数  | 1,057,400株                    | 465,600株                     |
| 新株予約権の残高   | 12,440個                       | 4,656個                       |
|            | 平成17年6月18日定時株主総会決議分<br>(第1回)  | 平成17年6月18日定時株主総会決議分<br>(第2回) |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                          | 普通株式                         |
| 目的となる株式の数  | 828,000株                      | 6,000株                       |
| 新株予約権の残高   | 8,280個                        | 60個                          |

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

2. 平成15年4月1日付にて株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併したことに伴い、旧商法上の消滅会社である株式会社スクウェアにおいて発行された新株予約権を引き継いでおります。

② その他の新株予約権

平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債  
(平成20年3月31日現在)

| 新株予約権の数 | 目的である株式の種類及び数       | 新株予約権行使時の1株当たり払込金額 | 行使期間                           |
|---------|---------------------|--------------------|--------------------------------|
| 370個    | 普通株式<br>10,756,439株 | 3,439.8円           | 平成17年11月28日から<br>平成22年11月11日まで |

4. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,280円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 81円85銭    |

5. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による持株会社体制への移行について

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、平成20年10月1日を目途に、新設分割の方式による会社分割を行い、新設する当社100%子会社に当社の事業を承継させ、持株会社体制へ移行する方針を決議いたしました。

これに伴い、当社は平成20年10月1日付(予定)で商号を「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス(予定)」に変更し、引き続き持株会社として上場を維

持する予定です。

#### (1) 会社分割の目的

当社は、高度で良質なコンテンツ・サービスの提供を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことが重要な課題と考えております。しかしながら、昨今のＩＴや通信環境の急速な発展・普及により、顧客嗜好は多様化し、技術革新は急速に進展しております。

このような経営環境にあつて、当社は、各事業の採算性や責任体制の明確化を図るとともに、他社との資本提携を含む戦略的事業提携に機動的に対応しうるグループ運営体制が必要不可欠であると判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

#### (2) 会社分割の要旨

##### ① 分割の日程

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 定時株主総会基準日       | 平成20年 3 月31日     |
| 移行の方針決議取締役会     | 平成20年 4 月25日     |
| 分割決議取締役会        | 平成20年 5 月23日（予定） |
| 分割承認株主総会        | 平成20年 6 月21日（予定） |
| 新会社設立登記日（効力発生日） | 平成20年10月 1 日（予定） |

##### ② 分割方式

当社を分割会社とし、新設する「株式会社スクウェア・エニックス（予定）」を承継会社とする単独新設分割により行います。

##### ③ 分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

##### ④ 承継会社が承継する権利義務

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日における当社分割対象事業に係る資産・負債、権利義務、及び雇用関係とします。なお、新設会社に承継される債務のすべてについて、重疊的債務引受の方法によるものとします。

##### ⑤ 債務履行の見込み

本分割において、分割期日以降の分割会社および新設会社が負担すべき債務については、ともに資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、履行の見込みに問題はないと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

|                | 分割会社<br>平成20年3月31日現在                                                                                       | 承継会社（分割新設会社）<br>分割後の予定     |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| (1) 商号         | 株式会社スクウェア・エニックス<br>(平成20年10月1日より、「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（予定）」に商号変更予定)                                    | 株式会社スクウェア・エニックス（予定）        |
| (2) 事業内容       | ゲーム等のコンテンツおよびサービスの企画、開発、販売                                                                                 | ゲーム等のコンテンツおよびサービスの企画、開発、販売 |
| (3) 設立年月日      | 昭和50年9月22日                                                                                                 | 平成20年10月1日（予定）             |
| (4) 本店所在地      | 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号                                                                                          | 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号          |
| (5) 代表者の役職・氏名  | 代表取締役社長 和田 洋一                                                                                              | 代表取締役社長 和田 洋一              |
| (6) 資本金        | 14,928百万円                                                                                                  | 未定                         |
| (7) 発行済株式数     | 115,117,896株                                                                                               | 未定                         |
| (8) 純資産        | 149,407百万円                                                                                                 | 未定                         |
| (9) 総資産        | 195,534百万円                                                                                                 | 未定                         |
| (10) 決算期       | 3月31日                                                                                                      | 3月31日                      |
| (11) 従業員数      | 1,932人                                                                                                     | 未定                         |
| (12) 主要取引先     | ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント<br>任天堂㈱<br>その他                                                                        | 未定                         |
| (13) 大株主及び持株比率 | 福嶋康博 20.57%<br>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 8.83%<br>株式会社福嶋企画 8.50%<br>㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント 8.29%<br>宮本雅史 6.86% | 当社 100%                    |
| (14) 主要取引銀行    | ㈱三井住友銀行<br>㈱みずほコーポレート銀行<br>㈱三菱東京UFJ銀行<br>㈱四国銀行                                                             | 未定                         |

(15) 分割会社の最近3年間の業績

|            | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 |
|------------|----------|----------|----------|
| 売上高（百万円）   | 70,283   | 62,852   | 65,719   |
| 営業利益（百万円）  | 12,597   | 19,017   | 14,629   |
| 経常利益（百万円）  | 13,633   | 19,694   | 12,357   |
| 当期純利益（百万円） | 20,691   | 18,164   | 5,304    |

#### (4) 分割する事業部門の概要

ゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、および  
その他事業

分割する事業部門の経営成績、資産・負債の項目および金額につきましては、現時点  
では未定です。

#### (5) 会社分割後の上場会社の状況

- |             |                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 商号        | 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（予定）<br>（英文名：SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.（予定））                                                                                  |
| ② 事業内容      | 純粋持株会社としてのグループ企業の経営管理                                                                                                                                     |
| ③ 本店所在地     | 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号                                                                                                                                         |
| ④ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 和田 洋一                                                                                                                                             |
| ⑤ 資本金       | 14,928百万円                                                                                                                                                 |
| ⑥ 純資産       | 未定                                                                                                                                                        |
| ⑦ 総資産       | 未定                                                                                                                                                        |
| ⑧ 決算期       | 3月31日                                                                                                                                                     |
| ⑨ 会計処理の概要   | 共通支配下の取引として会計処理を行います。従って、のれんの<br>発生は見込まれておりません。                                                                                                           |
| ⑩ 今後の見通し    | 当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場会社となると<br>もに、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最<br>適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、<br>戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとし<br>ての企業価値の最大化を目指してまいります。 |

#### 6. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                 |                |
|------------------------|----------------|-------------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                     | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>114,688</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>6,415</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 83,539         | 買 掛 金                   | 2,119          |
| 売 掛 金                  | 8,988          | 未 払 金                   | 1,087          |
| 商 製 品                  | 851            | 未 払 費 用                 | 231            |
| コ ン テ ン ツ 制 作 勘 定      | 14,417         | 未 払 法 人 税 等             | 159            |
| 貯 蔵 品                  | 31             | 未 払 消 費 税 等             | 419            |
| 前 払 費 用                | 263            | 前 受 金                   | 308            |
| 未 収 入 金                | 428            | 預 り 金                   | 392            |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金      | 2,158          | 賞 与 引 当 金               | 1,092          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 3,743          | 返 品 調 整 引 当 金           | 492            |
| そ の 他                  | 267            | そ の 他                   | 112            |
| 貸 倒 引 当 金              | △3             | <b>固 定 負 債</b>          | <b>39,710</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>80,845</b>  | 社 債                     | 37,000         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,849</b>   | 長 期 預 り 金               | 1,195          |
| 建 物                    | 1,617          | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,380          |
| 構 築 物                  | 2              | 役 員 退 職 引 当 金           | 135            |
| 工 具 器 具 備 品            | 2,641          | <b>負 債 合 計</b>          | <b>46,126</b>  |
| 土 地                    | 3,589          | <b>純 資 産 の 部</b>        |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>642</b>     | <b>株 主 資 本</b>          | <b>149,331</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 571            | 資 本 金                   | 14,928         |
| そ の 他                  | 71             | 資 本 剰 余 金               | 44,169         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>72,353</b>  | 資 本 準 備 金               | 44,163         |
| 投 資 有 価 証 券            | 532            | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 6              |
| 関 係 会 社 株 式            | 12,298         | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>91,074</b>  |
| 長 期 貸 付 金              | 169            | 利 益 準 備 金               | 885            |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 53,080         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 90,188         |
| 長 期 前 払 費 用            | 257            | 別 途 積 立 金               | 29,522         |
| 任 意 組 合 出 資 金          | 2,419          | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 60,666         |
| 差 入 保 証 金              | 2,815          | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△841</b>    |
| 繰 延 税 金 資 産            | 960            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △5             |
| そ の 他                  | 68             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △5             |
| 貸 倒 引 当 金              | △247           | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>81</b>      |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>195,534</b> | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>149,407</b> |
|                        |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>195,534</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 平成19年 4 月 1 日から  
平成20年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                      | 金 額   |               |
|--------------------------|-------|---------------|
| <b>売上高</b>               |       | <b>65,719</b> |
| <b>売上原価</b>              |       | <b>29,583</b> |
| <b>売上総利益</b>             |       | <b>36,135</b> |
| 返品調整引当金戻入額               |       | 1,078         |
| 返品調整引当金繰入額               |       | 492           |
| <b>差引売上総利益</b>           |       | <b>36,721</b> |
| 販売費及び一般管理費               |       | 22,091        |
| <b>営業利益</b>              |       | <b>14,629</b> |
| <b>営業外収益</b>             |       |               |
| 受取利息                     | 784   |               |
| 受取配当金                    | 6     |               |
| 受取賃貸料                    | 66    |               |
| 有価証券利息                   | 229   |               |
| 雑収入                      | 158   | 1,244         |
| <b>営業外費用</b>             |       |               |
| 為替差損                     | 1,711 |               |
| コンテンツ廃棄損                 | 1,799 |               |
| 雑損失                      | 6     | 3,516         |
| <b>経常利益</b>              |       | <b>12,357</b> |
| <b>特別利益</b>              |       |               |
| 投資有価証券売却益                | 52    |               |
| 貸倒引当金戻入益                 | 14    |               |
| その他                      | 0     | 67            |
| <b>特別損失</b>              |       |               |
| 固定資産売却損                  | 15    |               |
| 固定資産除却損                  | 130   |               |
| 投資有価証券評価損                | 16    |               |
| 関係会社株式評価損                | 1,280 |               |
| 貸倒引当金繰入額                 | 241   |               |
| 訴訟和解金                    | 156   | 1,840         |
| <b>匿名組合損益分配前税引前当期純利益</b> |       | <b>10,584</b> |
| 匿名組合損益分配額                |       | 4             |
| <b>税引前当期純利益</b>          |       | <b>10,580</b> |
| 法人税、住民税及び事業税             | 69    |               |
| 法人税等調整額                  | 5,206 | 5,276         |
| <b>当期純利益</b>             |       | <b>5,304</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |              |               |              |      |         |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|--------------|---------------|--------------|------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |              |               |              | 自己株式 | 株主資本合計  |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |               | 利益剰余金<br>合 計 |      |         |
|                         |         |           |                |              |           | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |      |         |
| 平成19年3月31日 残高           | 8,038   | 37,273    | 6              | 37,279       | 885       | 29,522       | 59,246        | 89,654       | △540 | 134,431 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                |              |           |              |               |              |      |         |
| 新株予約権付社債の新株予約権の行使       | 6,499   | 6,499     |                | 6,499        |           |              |               |              |      | 12,999  |
| 新株の発行                   | 390     | 390       |                | 390          |           |              |               |              |      | 780     |
| 剰余金の配当                  |         |           |                |              |           |              | △3,884        | △3,884       |      | △3,884  |
| 当期純利益                   |         |           |                |              |           |              | 5,304         | 5,304        |      | 5,304   |
| 自己株式の処分                 |         |           | 0              | 0            |           |              |               |              | 1    | 1       |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |           |              |               |              | △301 | △301    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |                |              |           |              |               |              |      |         |
| 事業年度中の変動額合計             | 6,890   | 6,890     | 0              | 6,890        | —         | —            | 1,419         | 1,419        | △300 | 14,899  |
| 平成20年3月31日 残高           | 14,928  | 44,163    | 6              | 44,169       | 885       | 29,522       | 60,666        | 91,074       | △841 | 149,331 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 平成19年3月31日 残高           | △12              | △12                    | —         | 134,419   |
| 事業年度中の変動額               |                  |                        |           |           |
| 新株予約権付社債の新株予約権の行使       |                  |                        |           | 12,999    |
| 新株の発行                   |                  |                        |           | 780       |
| 剰余金の配当                  |                  |                        |           | △3,884    |
| 当期純利益                   |                  |                        |           | 5,304     |
| 自己株式の処分                 |                  |                        |           | 1         |
| 自己株式の取得                 |                  |                        |           | △301      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 7                | 7                      | 81        | 89        |
| 事業年度中の変動額合計             | 7                | 7                      | 81        | 14,988    |
| 平成20年3月31日 残高           | △5               | △5                     | 81        | 149,407   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |           |                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| ① 関係会社株式  | 移動平均法による原価法                                               |
| ② その他有価証券 |                                                           |
| ・ 時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの | 移動平均法による原価法                                               |

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ① 商製品       | 月別総平均法による原価法 |
| ② コンテンツ制作勘定 | 個別法による原価法    |
| ③ 貯蔵品       | 最終仕入原価法      |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 50年   |
| 建物附属設備 | 3～18年 |
| 工具器具備品 | 3～15年 |

（会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、営業利益が291百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ292百万円減少しております。

（追加情報）

当社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年

間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9百万円減少しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、商標権は10年間、のれんは5年間の定額法を採用しております。

## ② 無形固定資産

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ③ 返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、当事業年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフト等の返品による損失に備えるため、タイトル毎に将来の返品の可能性を勘案して、返品損失の見込額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

#### ⑤ 役員退職引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「商標権」（当事業年度は15百万円）、ソフトウェア仮勘定（当事業年度は12百万円）及び電話加入権（当事業年度は9百万円）は、当事業年度において、金額的重要性が乏しくなったため、無形固定資産の「その他」に含めております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

7,544百万円

(2) 偶発債務

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX, INC. のSONY COMPUTER ENTERTAINMENT AMERICA INC. に対する一切の債務につき、15百万米ドルを上限とする根保証を行っております。なお、平成20年3月末日現在発生している債務は2百万米ドルであります。

当社グループの借入枠として、限度額20,000百万円の当座貸越契約を設定しております。連結子会社である株式会社タイトーが使用した場合、その使用額に対し債務を保証しております。なお、平成20年3月末現在発生している債務はありません。連結子会社であるSQUARE ENIX LTD.（「SEL」）は、英国法人Vodafone Group Services Limited（「Vodafone」）とMaster Global Acquisition Agreement（「本契約」）を締結しております。本契約に関連して、当社は、下記のような債務保証を行っております。

①保証対象

SELが本契約に基づいてVodafoneに提供することとなる携帯電話用コンテンツ、マーケティング資料、または商標が第三者の知的財産権を侵害することにより生じた損害賠償債務のうち、SELが履行できない部分

②保証限度額

5百万米ドル

なお、平成20年3月末現在発生している債務はありません。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三井住友銀行との銀行取引に関する一切の債務につき、10,000百万円を極度とする保証を行っております。なお、平成20年3月末現在発生している債務はありません。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との銀行取引に関する一切の債務につき、1,500百万円を極度とする保証を行っております。なお、平成20年3月末現在発生している債務は、14百万円であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社みずほコーポレート銀行との銀行取引に関する一切の債務につき、10,000百万円を極度とする保証を行っております。なお、平成20年3月末現在発生している債務はありません。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの芙蓉総合リース株式会社に対するアミューズメント機器のオペレーティング・リース取引に係る債務について保証を行っております。なお、平成20年3月末現在発生している債務は、4,207百万円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(区分掲記されているものを除く)

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 1,819百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 510百万円   |

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 6,582百万円 |
| ② 仕入高        | 803百万円   |
| ③ その他営業費用    | 1,905百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 729百万円   |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 193千株      | 98千株       | 0千株        | 291千株      |

(注) 自己株式の数の増加は、平成20年1月25日開催の取締役会決議による自己株式取得及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。

自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡請求による売渡による減少分であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、賞与引当金否認、コンテンツ評価損否認、関係会社株式評価損否認であります。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

開示すべき重要な資産はありません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

### (2) 子会社等

| 属 性 | 会社等の名称               | 資本金又は出資金<br>(百万円)   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 (%) | 関係<br>内 容<br>役員<br>の<br>兼任等 | 取引の内容                                                               | 取引金額<br>(百万円)                     | 科 目                                                    | 期末残高<br>(百万円)                      |
|-----|----------------------|---------------------|------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 子会社 | SQUARE<br>ENIX, INC. | 10 百 万<br>米 ドル      | 100                    | 有り                          | ロイヤリティ収入<br>外 注 費 等                                                 | 3,526<br>572                      | 売 掛 金<br>買掛金及び未払金                                      | 696<br>32                          |
| 子会社 | SQUARE<br>ENIX LTD.  | 3 百 万<br>英 ポ<br>ン ド | 100                    | 有り                          | ロイヤリティ収入<br>外 注 費 等                                                 | 2,084<br>605                      | 売 掛 金<br>買掛金及び未払金                                      | 712<br>205                         |
| 子会社 | ㈱タイトー                | 4,524               | 100                    | 有り                          | 資 金 の 貸 付<br>資 金 の 返 済<br>貸 付 金 利 息<br>商 品 等 の 売 上<br>仕 入 ・ 外 注 費 等 | —<br>3,600<br>585<br>726<br>1,394 | 関係会社短期貸付金<br>関係会社長期貸付金<br>未 収 利 息<br>売 掛 金<br>買掛金及び未払金 | 2,000<br>53,000<br>—<br>162<br>231 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社との取引については、一般取引と同様、市場価格等に基づき交渉の上、決定しております。また、資金の貸付については、市場金利を基準として個別に決定した利率を適用しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,300円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円21銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による持株会社体制への移行について

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、平成20年10月1日を目途に、新設分割の方式による会社分割を行い、新設する当社100%子会社に当社の事業を承継させ、持株会社体制へ移行する方針を決議いたしました。

これに伴い、当社は平成20年10月1日付(予定)で商号を「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス(予定)」に変更し、引き続き持株会社として上場を維持する予定です。

## (1) 会社分割の目的

当社は、高度で良質なコンテンツ・サービスの提供を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことが重要な課題と考えております。しかしながら、昨今のＩＴや通信環境の急速な発展・普及により、顧客嗜好は多様化し、技術革新は急速に進展しております。

このような経営環境にあつて、当社は、各事業の採算性や責任体制の明確化を図るとともに、他社との資本提携を含む戦略的事業提携に機動的に対応しうるグループ運営体制が必要不可欠であると判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

## (2) 会社分割の要旨

### ① 分割の日程

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 定時株主総会基準日       | 平成20年 3 月31 日     |
| 移行の方針決議取締役会     | 平成20年 4 月25 日     |
| 分割決議取締役会        | 平成20年 5 月23 日（予定） |
| 分割承認株主総会        | 平成20年 6 月21 日（予定） |
| 新会社設立登記日（効力発生日） | 平成20年10月 1 日（予定）  |

### ② 分割方式

当社を分割会社とし、新設する「株式会社スクウェア・エニックス（予定）」を承継会社とする単独新設分割により行います。

### ③ 分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

### ④ 承継会社が承継する権利義務

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日における当社分割対象事業に係る資産・負債、権利義務、及び雇用関係とします。なお、新設会社に承継される債務のすべてについて、重疊的債務引受の方法によるものとします。

### ⑤ 債務履行の見込み

本分割において、分割期日以降の分割会社および新設会社が負担すべき債務については、ともに資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、履行の見込みに問題はないと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

|                | 分割会社<br>平成20年3月31日現在                                                                                       | 承継会社（分割新設会社）<br>分割後の予定     |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| (1) 商号         | 株式会社スクウェア・エニックス<br>(平成20年10月1日より、「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（予定）」に商号変更予定)                                    | 株式会社スクウェア・エニックス（予定）        |
| (2) 事業内容       | ゲーム等のコンテンツおよびサービスの企画、開発、販売                                                                                 | ゲーム等のコンテンツおよびサービスの企画、開発、販売 |
| (3) 設立年月日      | 昭和50年9月22日                                                                                                 | 平成20年10月1日（予定）             |
| (4) 本店所在地      | 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号                                                                                          | 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号          |
| (5) 代表者の役職・氏名  | 代表取締役社長 和田 洋一                                                                                              | 代表取締役社長 和田 洋一              |
| (6) 資本金        | 14,928百万円                                                                                                  | 未定                         |
| (7) 発行済株式数     | 115,117,896株                                                                                               | 未定                         |
| (8) 純資産        | 149,407百万円                                                                                                 | 未定                         |
| (9) 総資産        | 195,534百万円                                                                                                 | 未定                         |
| (10) 決算期       | 3月31日                                                                                                      | 3月31日                      |
| (11) 従業員数      | 1,932人                                                                                                     | 未定                         |
| (12) 主要取引先     | ㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント<br>任天堂㈱<br>その他                                                                        | 未定                         |
| (13) 大株主及び持株比率 | 福嶋康博 20.57%<br>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 8.83%<br>株式会社福嶋企画 8.50%<br>㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント 8.29%<br>宮本雅史 6.86% | 当社 100%                    |
| (14) 主要取引銀行    | ㈱三井住友銀行<br>㈱みずほコーポレート銀行<br>㈱三菱東京UFJ銀行<br>㈱四国銀行                                                             | 未定                         |

(15) 分割会社の最近3年間の業績

|            | 平成18年3月期 | 平成19年3月期 | 平成20年3月期 |
|------------|----------|----------|----------|
| 売上高（百万円）   | 70,283   | 62,852   | 65,719   |
| 営業利益（百万円）  | 12,597   | 19,017   | 14,629   |
| 経常利益（百万円）  | 13,633   | 19,694   | 12,357   |
| 当期純利益（百万円） | 20,691   | 18,164   | 5,304    |

(4) 分割する事業部門の概要

ゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、および  
その他事業

分割する事業部門の経営成績、資産・負債の項目および金額につきましては、現時点  
では未定です。

(5) 会社分割後の上場会社の状況

- |             |                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 商号        | 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（予定）<br>（英文名：SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.（予定））                                                                                  |
| ② 事業内容      | 純粋持株会社としてのグループ企業の経営管理                                                                                                                                     |
| ③ 本店所在地     | 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号                                                                                                                                         |
| ④ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 和田 洋一                                                                                                                                             |
| ⑤ 資本金       | 14,928百万円                                                                                                                                                 |
| ⑥ 純資産       | 未定                                                                                                                                                        |
| ⑦ 総資産       | 未定                                                                                                                                                        |
| ⑧ 決算期       | 3月31日                                                                                                                                                     |
| ⑨ 会計処理の概要   | 共通支配下の取引として会計処理を行います。従って、のれんの<br>発生は見込まれておりません。                                                                                                           |
| ⑩ 今後の見通し    | 当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場会社となると<br>もに、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最<br>適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、<br>戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとし<br>ての企業価値の最大化を目指してまいります。 |

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

株式会社スクウェア・エニックス

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 渡 邊 浩一郎 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 柴 田 憲 一 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 横 内 龍 也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、平成20年10月1日を目処に会社の既存事業を分社化し、持株会社体制に移行する方針を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

株式会社スクウェア・エニックス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 渡邊 浩一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田 憲一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 横内 龍也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、平成20年10月1日を目処に会社の既存事業を分社化し、持株会社体制に移行する方針を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5 月20日

株式会社スクウェア・エニックス

監査役会

常 勤 監 査 役 小 林 諒 一 ㊟

監 査 役 伊 庭 保 ㊟

監 査 役 矢 作 憲 一 ㊟

監 査 役 松 田 隆 次 ㊟

(注) 監査役 小林諒一、伊庭 保、矢作憲一及び松田隆次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第28期の期末配当につきましては、収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、業績連動、安定還元の最適なバランスを旨とし、安定的かつ継続的な配当を実施することとし、当連結会計年度の業績を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,296,519,360円となります。

これにより年間配当金は、平成19年12月に実施いたしました中間配当金10円と合わせ1株につき30円となり、当連結会計年度の連結配当性向は、36.7%となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月23日(月曜日)といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役和田洋一、本多圭司、松田洋祐、千田幸信及び成毛 眞の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)             | 略 歴<br>(他の会社の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | 和田 洋 一<br>(昭和34年5月28日生)   | 昭和59年4月 野村證券株式会社入社<br>平成12年4月 株式会社スクウェア（現・株式<br>会社スクウェア・エニックス）<br>入社<br>平成12年6月 同社取締役<br>平成13年9月 同社代表取締役兼C. O. O.<br>平成13年12月 同社代表取締役社長兼C. E.<br>O.<br>平成15年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成18年2月 株式会社タイトー取締役会長<br>平成18年7月 株式会社タイトー代表取締役社<br>長（現任）                                                                                            | 1,700株         |
| 2          | 本 多 圭 司<br>(昭和32年12月29日生) | 昭和57年4月 株式会社乃村工藝社入社<br>昭和62年10月 平成元年4月1日合併時におけ<br>る旧・株式会社エニックス入社<br>平成6年4月 株式会社エニックス（現・株式<br>会社スクウェア・エニックス）<br>商品企画本部ソフトウェア企画<br>部長<br>平成10年6月 同社取締役商品企画本部ソフト<br>ウェア企画部長<br>平成12年10月 同社代表取締役社長兼最高執行<br>責任者<br>平成15年4月 当社代表取締役副社長<br>平成16年6月 当社取締役副社長<br>平成17年1月 SQUARE ENIX (China) CO., LTD.<br>董事長（現任）<br>平成18年10月 当社代表取締役副社長（現任） | 5,625株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )       | 略 歴<br>( 他 の 会 社 の 代 表 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | 松 田 洋 祐<br>(昭和38年4月27日生) | 昭和62年4月 三井生命保険相互会社入社<br>平成7年5月 アクタス監査法人入所<br>平成10年12月 株式会社スクウェア（現・株式<br>会社スクウェア・エニックス）<br>入社<br>平成12年1月 同社退社<br>平成12年2月 太田昭和アーンストアンドヤン<br>グ株式会社入社<br>平成13年10月 株式会社スクウェア（現・株式<br>会社スクウェア・エニックス）<br>入社、同社執行役員<br>平成15年4月 当社執行役員経理財務部長<br>平成16年6月 当社取締役経理財務担当（現<br>任）<br>平成18年2月 株式会社タイトー取締役（現<br>任） | 200株           |
| 4          | 千 田 幸 信<br>(昭和25年9月29日生) | 昭和57年8月 平成元年4月1日合併時における旧・株式会社エニックス取締役<br>昭和63年3月 エニックスプロダクツ株式会社<br>取締役<br>平成元年4月 株式会社エニックス（現・株式<br>会社スクウェア・エニックス）<br>常務取締役商品企画部長<br>平成4年7月 同社専務取締役ソフトウェア企<br>画部担当兼出版企画部担当兼玩<br>具企画部担当兼出版営業部担当<br>平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長<br>平成12年10月 同社取締役副会長<br>平成14年10月 同社取締役<br>平成15年4月 当社取締役（現任）                | 256,688株       |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )    | 略 歴<br>( 他 の 会 社 の 代 表 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5          | 成 毛 眞<br>(昭和30年9月4日生) | 昭和57年9月 株式会社アスキー入社<br>昭和57年10月 株式会社アスキーマイクロソフト出向<br>昭和61年6月 マイクロソフト株式会社入社<br>同社OEM営業部部长<br>平成2年9月 同社取締役マーケティング部長<br>平成3年11月 同社代表取締役社長<br>平成12年5月 同社取締役特別顧問<br>平成12年5月 株式会社インスパイア代表取締役社長（現任）<br>平成12年6月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス）<br>取締役<br>平成15年4月 当社取締役（現任） | 0株             |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者成毛眞氏は、社外取締役候補者であります。
3. 成毛眞氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
4. 成毛眞氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
5. 当社は成毛眞氏との間で責任限度額を10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社は、高度で良質なコンテンツ・サービスの提供を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことが重要な課題と考えております。しかしながら、昨今のITや通信環境の急速な発展・普及により、顧客嗜好は多様化し、技術革新は急速に進展しております。

このような経営環境にあつて、当社は、各事業の採算性や責任体制の明確化を図るとともに、他社との資本提携を含む戦略的事業提携に機動的に対応しうるグループ運営体制が必要不可欠であると判断し、持株会社体制へ移行することいたしました。

当社は、平成20年10月1日をもって新社名「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス」に商号変更を行い、持株会社となります。そして、持株会社体制への移行にあたり、当社の事業を新設する「株式会社スクウェア・エニックス」に承継させる新設分割を行うものであります。

#### 2. 新設分割計画の内容の概要

##### 新設分割計画書（写）

株式会社スクウェア・エニックス（以下、「甲」という。なお、平成20年10月1日をもって商号を株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスに変更予定）は、新たに設立する株式会社スクウェア・エニックス（東京都渋谷区代々木三丁目22番7号。以下、「乙」という。）に、甲のゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業及びその他事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割計画書（以下、「本分割計画書」という。）を作成する。

#### 第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

#### 第2条（乙の設立時取締役、設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

(設立時取締役) 和田洋一、本多圭司、松田洋祐、千田幸信  
(設立時監査役) 小林諒一、斎藤暢宏  
(設立時会計監査人) 新日本監査法人

### 第3条(承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務)

1. 乙は、本件分割に際し、甲から別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおり  
の資産、負債、雇用契約その他の権利義務(以下、「本権利義務」とい  
う。)を承継する。
2. 前項にかかわらず、資産、負債又は権利義務の移転につき法令上又は条例  
上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
3. 乙が甲から承継する債務については、甲が重畳的債務引受を行う。ただし、  
この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とする。

### 第4条(新設分割に際して交付する株式等)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式30,000株を交付する。

### 第5条(乙の資本金及び準備金)

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、乙の成立の日(第  
6条において定義する。)における甲の資産及び負債の状態により、これを変  
更することができる。

1. 資 本 金 1,500,000,000円
2. 資本準備金 0円
3. その他資本剰余金 設立時株主払込資本額から前各号の額を減じて得た額

### 第6条(乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日(以下、「乙の成立の日」という。)は、平成20  
年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場  
合には、これを変更することができる。

### 第7条(競業禁止義務)

甲は、乙の成立の日以降においても、本件事業に関し、会社法に基づく競業避  
止義務を負わない。

### 第8条(条件変更及び中止)

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その  
他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じた場合には、甲は必要に応じ  
て本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

## 第9条（その他）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

平成20年5月23日

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号  
株式会社スクウェア・エニックス  
代表取締役社長 和田 洋一 印

（別紙1）株式会社スクウェア・エニックス定款

## 株式会社スクウェア・エニックス定款

### 第1章 総 則

#### （商 号）

第1条 当社は、株式会社スクウェア・エニックスと称する。英文では SQUARE ENIX CO. , LTD. と表示する。

#### （目 的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作及び販売、並びに各種情報サービスの提供
2. 出版業及び印刷業
3. 屋内外娯楽機器の企画、開発、製造、販売、売買及び賃貸
4. 前号の娯楽機器による遊技場の運営
5. 玩具、文具、繊維製品、日用雑貨品及び電子・電気機械器具の企画、開発、製造、販売、売買及び賃貸
6. 電気通信回線を利用した商品の販売、売買及びそれに附随するサービスの提供
7. 飲食店の経営
8. 食料品、酒類及び医化学薬品類等の売買
9. 貨物利用運送業
10. 著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権の売買及び許諾

11. 経営コンサルティング業、教育事業、放送事業、電気通信事業、一般労働者派遣業、広告代理業、保険代理業、不動産賃貸業、遊技場等のレジャー業及びその他サービス業
12. 前各号に附帯又は関連する物品の製造、販売及び売買、並びにサービスの提供
13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

**(本店所在地)**

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

**(機 関)**

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

**(公告の方法)**

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

## **第2章 株 式**

**(発行可能株式の総数)**

第6条 当社の発行可能株式の総数は、120,000株とする。

**(株券の発行)**

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

**(株式の譲渡制限)**

第8条 当社の株式を譲渡するには、当会社取締役会による承認を受けなければならない。

**(名義書換)**

第9条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当会社所定の書式に取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

**(質権の登録及び信託財産の表示)**

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式を提出しなければならない。その登録又は表示の抹消につ

いても同様とする。

**(手数料)**

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

**(基準日)**

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

**(株主の住所等の届け出)**

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### **第3章 株 主 総 会**

**(招 集)**

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会を招集するときは、会日から7日前までにその通知を発するものとする。ただし、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続きを省略できるものとする。

- ③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

**(議 長)**

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、当該株主総会において議長を選出する。

**(決 議)**

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

### (決議の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

### (議事録)

第19条 株主総会の議事は、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及び結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役

### (員 数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

### (選 任)

第21条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。

② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

### (役付取締役及び代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

- ② 取締役社長は、会社を代表する。
- ③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

#### **(報酬等)**

第24条 取締役が職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

### **第5章 取締役会**

#### **(取締役会の権限)**

第25条 当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって行う。

#### **(取締役会の招集)**

第26条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

#### **(取締役会の決議)**

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### **(取締役会の議事録)**

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。

② 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

**(取締役会規程)**

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

**(取締役の責任免除)**

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

**(社外取締役の責任免除)**

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## **第6章 監査役**

**(員数)**

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

**(選任)**

第33条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

**(任期)**

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。

**(報酬等)**

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

**(監査役の責任免除)**

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 剰余金の配当には利息を付さない。

## 第8章 附 則

### (設立に際して発行する株式)

第40条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、次のとおりとする。  
発行する株式数 30,000株

### (最初の事業年度)

第41条 当会社の第1期の事業年度は、当会社の設立の日から平成21年3月31日までとする。

(別紙2) 「承継権利義務明細表」

乙は、本件分割により、乙の成立の日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日前日までの増減を加除した上で確定する。

**1. 承継する資産及び負債**

**(1) 流動資産**

① 本件事業に属する現金及び預金の一部

② 本件事業に属する売掛金、商製品、コンテンツ制作勘定、貯蔵品、前払費用、未収入金、繰延税金資産、貸倒引当金その他一切の流動資産

**(2) 固定資産**

① 有形固定資産

本件事業に属する建物、構築物、工具器具備品及びその他の有形固定資産

② 無形固定資産

本件事業に属するソフトウェアその他一切の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本件事業に属する関係会社株式、長期貸付金、長期前払費用、任意組合出資金、差入保証金、繰延税金資産、貸倒引当金その他一切の投資その他の資産

ただし、関係会社株式については、SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.、SQUARE ENIX LTD.、SQUARE ENIX (China) CO., LTD.、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY(BEIJING)CO., LTD.、株式会社タイトー、コミュニティーエンジン株式会社、株式会社スタイルウォーカー、株式会社スマイルラボ及び株式会社SGラボを除く。

**(3) 流動負債**

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、返品調整引当金その他一切の流動負債

**(4) 固定負債**

本件事業に属する退職給付引当金及び長期預り金

## 2. 承継する雇用契約

乙は、本件分割により、乙の成立の日において、甲に在籍するすべての従業員との雇用関係を甲から承継する。

## 3. 承継するその他の権利義務等

### (1) 知的財産（上記1. において承継するものを除く。）

全世界における著作権（日本国著作権法第27条及び28条に定めるものを含む。）、著作隣接権、商標権、特許権、ドメイン名、実用新案権、ノウハウ、意匠権その他すべての知的財産権（これらの登録を受ける権利を含む。）。ただし、次に掲げるものを除く。また、乙の成立の日において甲が保有し、本件事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙に対し、その使用权又は実施権を許諾する。

① 甲が日本を含む各国において出願中又は登録している主要な商標権及び主要な商標権を要部とする商標権

② 甲が日本を含む各国において登録している主要なドメイン名

### (2) 雇用契約以外の契約

乙は、本件事業に属する業務委託契約、ライセンス契約、開発委託契約、賃貸借契約、売買契約、取引基本契約、リース契約、金銭消費貸借契約その他一切の契約（次に掲げるものを除く。）における契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務を承継する。

① 甲及び甲の子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションに係る契約

② 保証、子会社・関係会社に対する資金貸付、合弁契約、会計監査に関する契約、子会社・関係会社等に対する不動産賃貸借契約、人事関係の契約の一部、株式事務に関する契約、銀行取引関係契約の一部、保険契約の一部、及び社債に関する契約

③ その他乙に承継されない資産（知的財産を除く。）又は負債に係る契約

### (3) 許認可等

乙は、本件事業に関する許認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもののすべてを承継する。

以 上

### 3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

#### (1) 対価の総数に関する事項

当社は、平成20年5月23日付け新設分割計画書に基づき、平成20年10月1日を分割効力発生日として、当社の事業を新設する株式会社スクウェア・エニックス（以下、「新設分割設立会社」という。なお、当社は平成20年10月1日をもって商号を株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスに変更予定。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととしましたが、新設分割設立会社は、本件分割に際して新たに普通株式30,000株を発行し、そのすべてを当社に交付いたします。新設分割設立会社が発行する株式数については、本件分割により当社の純資産に変動はなく、また新設分割設立会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるところ、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、30,000株とすることとしました。

#### (2) 新設分割設立会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

新設分割設立会社の資本金及び準備金の額は、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、以下のとおり定めました。

① 資本金 1,500,000,000円

② 資本準備金 0円

③ その他資本剰余金 設立時株主払込資本額から前各号の額を減じて得た額  
当社は、上記(1)及び(2)のいずれも相当であると判断しております。

以 上

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 本総会第3号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、当社は、新設分割の方法により新たに設立する株式会社スクウェア・エニックスに、ゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業及びその他事業を承継させ、持株会社となります。これに伴い、商号及び事業の目的を変更するものです。

(2) 用字、用語、用法の整合性を取るため、字句の整備等を行うものです。

なお、定款の変更につきましては、本総会第3号議案を原案どおりご承認いただき、かつ同議案における新設分割の効力が発生することを条件として、平成20年10月1日付をもって効力が生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商 号)<br>第1条 当社は、株式会社スクウェア・エニックスと称する。英文ではSQUARE ENIX CO., LTD. と表示する。                                             | (商 号)<br>第1条 当社は、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスと称する。英文ではSQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD. と表示する。                                                                             |
| (目 的)<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br><br>1. <u>ソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、制作及び販売、並びに各種情報サービスの提供</u><br>2. <u>出版業及び印刷業</u> | (目 的)<br>第2条 当社は、 <u>次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うこと</u> を目的とする。<br><br>1. コンテンツの企画、開発、制作及び販売<br><br>2. <u>その他商製品の企画、開発、制作及び販売</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p> <u>3. 屋内外娯楽機器の企画、開発、製造、販売、売買及び賃貸</u><br/> <u>4. 前号の娯楽機器による遊技場の運営</u><br/> <u>5. 玩具、文具、繊維製品、日用雑貨品及び電子・電気機械器具の企画、開発、製造、販売、売買及び賃貸</u><br/> <u>6. 電気通信回線を利用した商品の販売、売買及びそれに附帯するサービスの提供</u><br/> <u>7. 飲食店の経営</u><br/> <u>8. 食料品、酒類及び医化学薬品類等の売買</u><br/> <u>9. 貨物利用運送業</u><br/> <u>10. 著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権の売買及び許諾</u><br/> <u>11. 経営コンサルティング業、教育事業、放送事業、電気通信事業、一般労働者派遣業、広告代理業、保険代理業、不動産賃貸業、遊技場等のレジャー業及びその他サービス業</u><br/> <u>12. 前各号に附帯又は関連する物品の製造、販売及び売買、並びにサービスの提供</u><br/> <u>13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u><br/> (本店所在地)<br/> 第3条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。<br/> 第4条～第5条 (略) </p> | <p> <u>3. 役務サービスの企画、開発及び提供</u><br/> <u>4. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u><br/> <u>②当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯又は関連する事業を営むことができる。</u><br/> <br/> (本店所在地)<br/> 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。<br/> 第4条～第5条 (現行どおり) </p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>会社の発行する株式の総数</u>)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は440,000,000株とする。<br/><u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株数を減ずるものとする。</u></p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>取締役会で定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p> <p>第14条～第15条 (略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> | <p>(発行可能株式の総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式の総数は、<u>440,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p> <p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定め<u>のある</u>場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、<u>他の</u>取締役がこれに代わる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                                  | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                                   |
| 第17条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。 | 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。 |
| (決議の方法及び議決権の代理行使)                                                                                                            | (決議の方法及び議決権の代理行使)                                                                                                             |
| 第18条 株主総会の決議は、法令 <u>または</u> 定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。                                                            | 第18条 株主総会の決議は、法令 <u>又は</u> 定款に別段の定めのある場合を除き、出席した <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の過半数をもって行う。                                      |
| ② 会社法309条第2項の規定によるべき決議は、 <u>総</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。                                                | ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、 <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。                                   |
| ③ (略)                                                                                                                        | ③ (現行どおり)                                                                                                                     |
| (株主総会の議事録)                                                                                                                   | (株主総会の議事録)                                                                                                                    |
| 第19条 (略)                                                                                                                     | 第19条 (現行どおり)                                                                                                                  |
| ② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本 <u>または</u> 電磁的記録を5年間支店に備え置く。                                                               | ② 株主総会の議事録は、株主総会の日からその原本を10年間本店に備え置き、その謄本 <u>又は</u> 電磁的記録を5年間支店に備え置く。                                                         |
| 第20条 (略)                                                                                                                     | 第20条 (現行どおり)                                                                                                                  |
| (選 任)                                                                                                                        | (選 任)                                                                                                                         |
| 第21条 (略)                                                                                                                     | 第21条 (現行どおり)                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名を選定することができる。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第25条 当会社の業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって行う。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②～③ (略)</p> | <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の<u>議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第25条 当会社の業務執行上重要な事項は、<u>取締役会の決議</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定め<u>のある</u>場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。<u>ただし</u>、取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>② 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（<u>監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u>）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事は、その経過の要領<u>および</u>結果を議事録に記載または記録し、議長<u>および</u>出席した取締役<u>並びに</u>監査役が、これに記名捺印<u>または</u>電子署名を行う。</p> <p>② 取締役会の議事録は10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項について、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか<u>取締役会において</u>定める取締役会規程による。</p> <p>第30条 (略)</p> | <p>(取締役会の決議)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事は、その経過の要領<u>及び</u>結果を議事録に記載又は記録し、議長<u>並びに</u>出席した取締役<u>及び</u>監査役が、これに署名若しくは記名捺印<u>又は</u>電子署名を行う。</p> <p>② 取締役会の議事録は、<u>取締役会の日から</u>10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>定款に定めるもののほか<u>取締役会</u>の定める取締役会規程による。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (社外取締役の責任免除)                                                                                                                        | (社外取締役の責任免除)                                                                                                                         |
| 第31条 当会社は、会社法第427条1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 | 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 |
| 第32条 (略)                                                                                                                            | 第32条 (現行どおり)                                                                                                                         |
| (選 任)                                                                                                                               | (選 任)                                                                                                                                |
| 第33条 (略)                                                                                                                            | 第33条 (現行どおり)                                                                                                                         |
| ② 前項の選任決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                                                                            | ② 前項の選任決議は、議決権を行使 <u>することができる株主の議決権</u> の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                                                           |
| 第34条～第37条 (略)                                                                                                                       | 第34条～第37条 (現行どおり)                                                                                                                    |
| (監査役会の決議)                                                                                                                           | (監査役会の決議)                                                                                                                            |
| 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数の賛成をもって行う。                                                                                     | 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数の賛成をもって行う。                                                                                     |
| (監査役会の議事録)                                                                                                                          | (監査役会の議事録)                                                                                                                           |
| 第39条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに記名捺印又は電子署名を行う。                                                                    | 第39条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。                                                               |
| ② 監査役会の議事録は10年間本店に備え置く。                                                                                                             | ② 監査役会の議事録は、 <u>監査役会の日から10年間本店に備え置く。</u>                                                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項については、法令<u>または</u>定款に定めるもののほか<u>監査役会において</u>定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② (略)</p> <p>第42条～第44条 (略)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合は、<u>利益配当金及び中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② <u>未払の利益配当金および中間配当金</u>に対しては利息を付さない。</p> | <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか<u>監査役会</u>の定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を<u>法令</u>の限度において、<u>取締役会の決議</u>によって免除することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第42条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② <u>剰余金の配当</u>には利息を付さない。</p> |

## 第5号議案 ストックオプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部変更の件

本総会第3号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、新設分割の方法により新たに設立する株式会社スクウェア・エニックスに雇用契約が承継される当社従業員が保有しているストックオプションとしての新株予約権につきまして、当該承継後も引き続き新株予約権の権利が行使できるようにするため、各新株予約権の行使条件の一部を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

変更する内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

1. 平成14年6月22日開催の株式会社スクウェア定時株主総会決議により発行され、平成15年4月1日付で株式会社エニックスと株式会社スクウェアが合併したことに伴い、株式会社スクウェア・エニックスが引き継いだ新株予約権新株予約権の行使の条件

（変更前）

対象者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。

（変更後）

対象者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

その他の行使条件には変更ありません。

2. 平成16年6月19日開催の定時株主総会決議により発行された第2回新株予約権新株予約権の行使の条件

（変更前）

対象者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社SQUARE ENIX U.S.A., INC、SQUARE ENIX EUROPE LTD.、UIEvolution., INCの取締役及び従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。

（変更後）

対象者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

その他の行使条件には変更ありません。

3. 平成17年6月18日開催の定時株主総会決議により発行された第3回新株予約権（第1回及び第2回）

新株予約権の行使の条件

（変更前）

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社 SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.、UIEVOLUTION, INC.、SQUARE ENIX (China) CO., LTD. の取締役及び従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。

（変更後）

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

その他の行使条件には変更ありません。

以上のほか、平成19年11月19日開催の取締役会決議により発行された第4回及び第5回新株予約権がございますが、すでに上記変更後の条件と同等の条件で発行されており、今回行使条件に変更はありません。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額及び内容決定の件

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、従来の役員報酬体系を見直し、業績に対する貢献意欲の向上や、株価上昇、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、年功的要素が高いと言われていた役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止するとともに、従来のストックオプションに替えて、いわゆる株式報酬型ストックオプションを付与する方針を決議いたしました。

これに伴い、当社取締役に対する報酬として、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会においてご承認いただきました取締役に対する金銭による報酬とは別枠で、平成19年6月23日開催の第27回定時株主総会においてご承認いただきました取締役に対するストックオプションとしての報酬等の額及び内容（年額上限250百万円）を改定し、取締役に対し、退任日の翌日から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションとして、上限普通株式90,000株を対象とした新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

当該報酬等の上限額は、ブラックショールズモデルにより算出した新株予約権の公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じて算出した年額250百万円（なお、社外取締役分は年額125百万円を上限額とし、その他の取締役分は年額250百万円から社外取締役に支給した金額を控除した額を上限額とします。）となります。

なお、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であり、本総会第2号議案ご承認後も変更ありません。

### 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式90,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

### 2. 新株予約権の数

900個を1年間の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。（ただし1.に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

### 3. 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から20年以内で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところによる。

6. 新株予約権の権利行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、新株予約権は相続人に承継される。

(3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

8. その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

**第7号議案** 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

当社は、上記のとおり、平成20年5月23日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、本総会第6号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、取締役和田洋一、本多圭司、松田洋祐、千田幸信及び成毛 眞の各氏、並びに監査役小林諒一、伊庭 保、矢作憲一及び松田隆次の各氏に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は各氏の退任時とし、具体的な金額、贈呈の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一願いたいと存じます。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 略 歴                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和田洋一  | 平成15年4月 当社取締役社長（現任）                                                                          |
| 本多圭司  | 平成10年6月 当社取締役<br>平成12年10月 当社取締役社長<br>平成15年4月 当社取締役副社長（現任）                                    |
| 松田洋祐  | 平成16年6月 当社取締役（現任）                                                                            |
| 千田幸信  | 昭和57年8月 当社取締役<br>平成元年4月 当社常務取締役<br>平成4年7月 当社専務取締役<br>平成12年10月 当社取締役副会長<br>平成14年10月 当社取締役（現任） |
| 成毛 眞  | 平成15年4月 当社取締役（現任）                                                                            |
| 小林諒一  | 平成19年6月 当社監査役（現任）                                                                            |
| 伊庭 保  | 平成15年4月 当社監査役（現任）                                                                            |
| 矢作 憲一 | 平成15年4月 当社監査役（現任）                                                                            |
| 松田隆次  | 平成19年6月 当社監査役（現任）                                                                            |

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 2. インターネットによる議決権行使のご案内

##### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
- ② パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種等には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は平成20年6月20日（金曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

## (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料、その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## (4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

## 3. 議決権行使プラットフォームについて

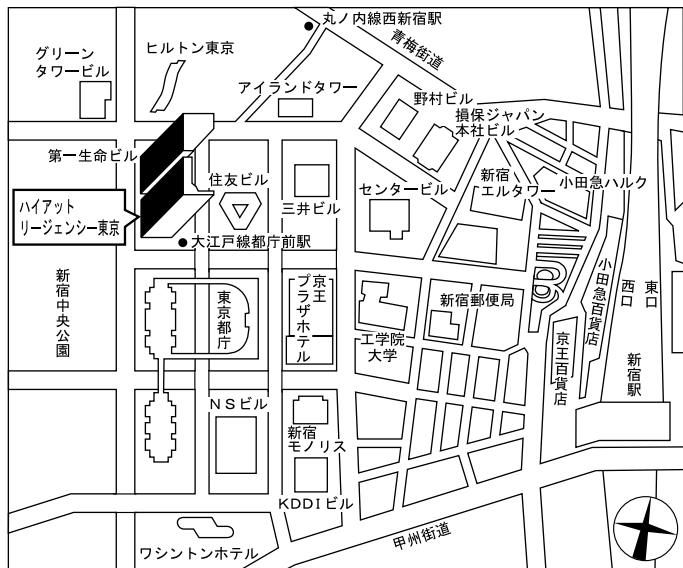
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム(いわゆる東証プラットフォーム)の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

### システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

## 株主総会会場ご案内図



### ハイアット リージェンシー東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

地下1階 「センチュリールーム」

- 新宿駅(西口)より徒歩約10分
- 地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分
- 地下鉄大江戸線都庁前駅に直結